

○流山市耐震診断助成事業実施要綱

平成20年3月31日

告示第55号

改正 平成23年3月31日告示第30号

平成24年7月6日告示第106号

平成27年3月4日告示第20号

平成30年3月30日告示第36号

令和元年6月18日告示第24号

令和3年10月6日告示第105号

令和5年9月27日告示第105号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 耐震診断の方法等（第3条・第4条）

第3章 耐震診断士の登録

第1節 木造住宅耐震診断士（第5条一第13条）

第2節 マンション耐震診断士（第14条一第22条）

第4章 耐震診断費の補助（第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震診断の実施、耐震診断を行う者の登録及び耐震診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより耐震診断の促進及び地震に対する住宅の安全性に関する意識の高揚を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住宅 本市に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物をいう。

ア独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室

があり、専用の出入口、台所及びトイレがあるもの
イ専用住宅又は併用住宅

(2) 専用住宅 専ら居住を目的とした建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。

(3) 併用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものをいう。

(4) 木造住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。
ア柱、梁等の主要構造部が木造で、在来の軸組構法によって建てられたもの

イ地上階数が2以下で、一戸建てのもの

(5) マンション 区分所有された建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。

ア構造が、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であるもの。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年6月12日法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づき建設大臣の認定が必要であった特殊な工法により設計され、建築されたもの（平成26年11月7日付け国土交通省住宅局長通知「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について」において認定された基準又は指針の対象となるものを除く。）を除く。

イ延べ面積が1,000平方メートル以上で、地上階数が3以上であるもの

(6) 補助対象建築物 市民が自ら所有し、かつ、居住する住宅であり、木造住宅については次のアの要件を満たすものをいい、マンションについてはイ、ウ及びエのすべての要件を満たすもののうち、補助事業に係るものをいう。ただし、1補助事業者1棟に限る（補助事業者がマンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）の場合を除く。）ものとし、この要綱に基づき補助金の交付を過去に受けたもの又は都市計画法（昭和43年法律第100号）若しくは建築基準法第3章の規定に違反しているものを除く。

ア平成12年5月31日以前に建築されたもの

イ昭和56年5月31日以前に建築されたもの

ウ区分所有者が現に居住する住宅の割合が、全住宅戸数の5分の4以上であるもの

エ建物の構造に係る設計図又は竣工図等（以下「構造関係図書」という。）があるもの

(7) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付を受けて耐震診断を行うことをいう。

(8) 補助事業者 補助事業を行う補助対象建築物である住宅の所有者又はマンションの管理組合をいう。

(9) 耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することをいう（第13号の予備診断のみの実施を含む。）。

(10) 一般診断法 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「木造住宅耐震診断基準書」という。）に定められた一般診断法をいう。

(11) 精密診断法 木造住宅耐震診断基準書に定められた精密診断法をいう。

(12) 木造住宅耐震診断 木造住宅について一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行うことをいう。

(13) 予備診断 マンションについて、次に掲げる調査、確認及び検討を行い、本診断に要する費用を見積ることをいう。

ア建物の概要、構造形式・形状及び敷地の調査

イ関係図書の有無の確認

ウ建物の修繕履歴及び被災履歴等の調査

エ建物の外観調査

オ本診断に係る指針等の適用の可否の検討

カ本診断の必要性の検討

キ本診断の実施方法の検討

(14) 本診断 マンションについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の2から1の4及び建物の構造別に定める次の指針等に基づいて行う耐震診断をい

う。

ア鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

イ鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

ウ鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」

エ壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

(15) 木造住宅耐震診断士 第8条第1項の規定による登録を受けた流山市木造住宅耐震診断士をいう。

(16) マンション耐震診断士 第17条の規定による登録を受けた流山市マンション耐震診断士をいう。

第2章 耐震診断の方法等

(木造住宅の耐震診断)

第3条 木造住宅の耐震診断は、一般診断法により行うものとする。ただし、仕上げ材等をはがし又は壊すことなく精密診断法に必要な建物の軸組、壁、接合部等の仕様を容易に確認できる場合は、精密診断法によることができる。

(マンションの耐震診断)

第4条 マンションの耐震診断は、予備診断及び本診断により行うものとする。

第3章 耐震診断士の登録

第1節 木造住宅耐震診断士

(木造住宅耐震診断士)

第5条 この要綱に基づき木造住宅の耐震診断を行う者は、木造住宅耐震診断士として、市長の登録を受けなければならない。

(木造住宅耐震診断士の資格)

第6条 木造住宅耐震診断士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者

(2) 本市に存する建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）に勤務する者であって、次に掲げるいずれかの団体の会員であるもの又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会の会員であって、本市に存する建築士事務所に勤務するもの。ただし、流山市高齢者住み替え支援要綱（平成26年流山市告示第84号。以下この号において「住み替え支援要綱」という。）第7条第1項第2号の規定により、住み替え支援組織（住み替え支援要綱第5条第3項の規定により登録を受けた組織をいう。以下この号において「支援組織」という。）の構成員となる建築士事務所に勤務する者が、当該支援組織が住み替え支援要綱第12条の3第1項の規定により媒介契約を締結した住宅について耐震診断を行う場合は、この限りでない。

ア一般社団法人千葉県建築士会

イ公益社団法人日本建築家協会

ウ一般社団法人日本建築構造技術者協会

(3) 都道府県が行う木造住宅耐震診断講習会又はこれと同等のものであると市長が認めた講習会の課程を修了した者

(4) 前条の登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同意を得ていること（木造住宅耐震診断士として登録を受けようとする者が建築士事務所の代表者である場合を除く。）。

（木造住宅耐震診断士の登録の申請）

第7条 木造住宅耐震診断士の登録を申請する者は、流山市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築士免許証の写し

(2) 建築士事務所登録通知書の写し

(3) 前条第3号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類

(4) 前条第4号に規定する勤務する建築士事務所の同意を得ていることを証する書類（木造住宅耐震診断士として登録を受けようとする者が建築士事務所の代表者である場合を除く。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（木造住宅耐震診断士の登録）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請者が流山市木造住宅耐震診断士として適当であると認めるときは、当該申請者を流山市木造住宅耐震診断士名簿（別記第2号様式）に登録するとともに、流山市木造住宅耐震診断士登録通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による登録の有効期間は、3年とする。
（名簿の更新）

第9条 前条第2項の有効期間の満了後引き続き木造住宅耐震診断士の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間内に第7条の規定の例により、流山市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、既に提出している書類の内容に変更がないときで市長が認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、前条の規定の例により、登録し、及び通知するものとする。
（変更の届出）

第10条 木造住宅耐震診断士として登録を受けている者は、木造住宅耐震診断士名簿の登録事項に変更が生じたときは、流山市木造住宅耐震診断士名簿登録事項変更届（別記第4号様式）に必要な書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

（木造住宅耐震診断士の業務）

第11条 木造住宅耐震診断士は、木造住宅である補助対象建築物に係る木造住宅耐震診断をこの要綱及び建築士法その他の関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

2 木造住宅耐震診断士は、木造住宅である補助対象建築物について木造住宅耐震診断を行ったときは、耐震診断報告書を作成し、これを補助事業者に提出し、その内容を適切に説明しなければならない。

3 木造住宅耐震診断士は、耐震診断について必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

（木造住宅耐震診断士の業務に関する禁止事項）

第12条 木造住宅耐震診断士は、補助事業者に対し、不当に耐震改修に係る設計又は工事を勧誘してはならない。

2 木造住宅耐震診断士は、補助事業に係る耐震診断の実施により知り

得た補助事業者及び木造住宅である補助対象建築物の情報を、その業務の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(木造住宅耐震診断士の登録の抹消)

第13条 市長は、木造住宅耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該木造住宅耐震診断士の登録を抹消することができる。

(1) 登録の抹消の申し出があったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により第8条第1項又は第9条第1項の規定による登録を受けたとき。

(4) 第11条第1項及び第2項並びに前条の規定に違反する行為その他木造住宅耐震診断士の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。

(5) 第6条の規定に該当しなくなったとき。

(6) 登録の有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項の規定(第2号の規定を除く。)により木造住宅耐震診断士の登録を抹消したときは、流山市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書(別記第5号様式)により、当該抹消に係る木造住宅耐震診断士に通知するものとする。

第2節 マンション耐震診断士

(マンション耐震診断士)

第14条 この要綱に基づきマンションの耐震診断を行う者は、流山市マンション耐震診断士として、市長の登録を受けなければならない。

(マンション耐震診断士の資格)

第15条 マンション耐震診断士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築士法第2条第1項に規定する一級建築士の資格を有する者

(2) 一般社団法人日本建築構造技術者協会から建築構造士としての認定を受けている者又は過去3年以内にマンションの耐震診断の実績のある者

(3) 都道府県が行う鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造に係る耐震診断の講習会又はこれと同等のものであると市長が認めた講習会の課程を修了した者

(4) 前条の登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同

意を得ていること（マンション耐震診断士として登録を受けようとする者が建築士事務所の代表者である場合を除く。）。

（マンション耐震診断士の登録の申請）

第16条 マンション耐震診断士の登録を申請する者は、流山市マンション耐震診断士名簿登録申請書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）建築士免許証の写し

（2）建築士事務所登録通知書の写し

（3）前条第2号に規定する認定の写し又は実績報告書

（4）前条第3号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類

（5）前条第4号に規定する勤務する建築士事務所の同意を得ていることを証する書類（マンション耐震診断士として登録を受けようとする者が建築士事務所の代表者である場合を除く。）

（6）その他市長が必要と認める書類

（マンション耐震診断士の登録）

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請者が流山市マンション耐震診断士として適当であると認めるときは、当該申請者を流山市マンション耐震診断士名簿（別記第7号様式）に登録するとともに、流山市マンション耐震診断士登録通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による登録の有効期間は、3年とする。

（名簿の更新）

第18条 前条第2項の有効期間の満了後引き続きマンション耐震診断士の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間内に第16条の規定の例により、流山市マンション耐震診断士名簿登録申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、既に提出している書類の内容に変更がないときで市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、前条の規定の例により、登録し、及び通知するものとする。

（変更の届出）

第19条 マンション耐震診断士として登録を受けている者は、マンション耐震診断士名簿の登録事項に変更が生じたときは、流山市マンション耐震診断士名簿登録事項変更届（別記第9号様式）に必要な書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

（マンション耐震診断士の業務）

第20条 マンション耐震診断士は、マンションである補助対象建築物に係る耐震診断を、この要綱及び建築士法その他の関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

2 マンション耐震診断士は、マンションである補助対象建築物について耐震診断を行ったときは、次に掲げる書類を作成し、これを補助事業者に提出し、その内容を適切に説明しなければならない。

（1）予備診断

ア調査、確認及び検討の結果をまとめた予備診断結果報告書
イ本診断に要する費用に係る見積書（予備診断により本診断を要しないとした場合を除く。）

（2）本診断

ア本診断結果報告書
イ本診断結果報告書の内容を要約した概要版

3 マンション耐震診断士は、補助事業者から耐震診断の結果について、当該マンションの区分所有者に説明する集会等に出席を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

4 マンション耐震診断士は、耐震診断について必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

（マンション耐震診断士の業務に関する禁止事項）

第21条 マンション耐震診断士は、補助事業者又はその構成員に対し、不当に耐震改修に係る設計又は工事を勧誘してはならない。

2 マンション耐震診断士は、補助事業に係る耐震診断の実施により知り得た補助事業者及びその構成員の情報を、その業務の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（マンション耐震診断士の登録の抹消）

第22条 市長は、マンション耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該マンション耐震診断士の登録を抹消することができる。

- (1) 登録の抹消の申し出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第17条第1項又は第18条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (4) 前条第1項から第4項までの規定に違反する行為その他マンション耐震診断士の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 第15条第1項第1号の規定に該当しなくなったとき。
- (6) 登録の有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項の規定（第2号の規定を除く。）によりマンション耐震診断士の登録を抹消したときは、流山市マンション耐震診断士登録抹消通知書（別記第10号様式）により、当該抹消に係るマンション耐震診断士に通知するものとする。

第4章 耐震診断費の補助

（耐震診断費補助金の交付）

第23条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断に要する費用の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金（以下「耐震診断費補助金」という。）の対象経費等は、別表第1のとおりとする。

3 耐震診断費補助金の交付申請は、市長の指定する日までに行わなければならない。

4 耐震診断費補助金の交付申請その他の手続に必要な書類は、別表第2に定めるとおりとする。

5 補助事業を行う者は、当該補助金の交付決定を受けた日から120日を経過する日又は当該交付決定の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、補助事業を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

6 補助事業を行う者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助事業に係る耐震診断を行った木造耐震診断士又はマンション耐震診断士に委任することができる。

第5章 雑則

（意識の啓発のための措置）

第24条 市長は、広報活動等を通じて、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進並びに地震に対する住宅の安全性に関する市民の理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第30号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号、別表第1及び別表第2の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（適用）

2 この告示（平成23年4月1日施行分に限る。）による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱の規定は、平成23年度分以降の年度分の補助金について適用し、平成22年度分以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

3 この告示（平成23年7月1日施行分に限る。）による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱の規定は、同日以後に実施する補助対象建築物に係る耐震診断について適用し、同日前に実施する補助対象建築物に係る耐震診断については、なお従前の例による。

（木造住宅耐震診断士の登録の有効期間の特例）

4 第6条第2号の改正規定の施行の際、現に木造住宅耐震診断士として登録されている者であって、第6条第2号の改正規定の施行によりこの告示による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱第6条第2号の規定に適合しなくなるものの木造住宅耐震診断士としての登録の有効期間については、同号及び第8条第2項の規定にかかわらず、同項中「3年」とあるのは、「平成23年6月30日まで」と読み替える。

附 則（平成24年7月6日告示第106号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月4日告示第20号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第36号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月18日告示第24号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の流山市耐震診断助成事業実施要綱、流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱又は流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱の規定によってなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱、流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱又は流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年告示第105号）

（施行期日）

この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

この告示による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱及び流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日以降に交付決定を受けた補助事業について適用する。

附 則（令和5年9月27日告示第105号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱及び流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱の規定は、施行日以後の補助金の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表第1（第23条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助金の額
木造住宅耐震診断費補助金	木造住宅耐震診断士による木造住宅耐震診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）とし、

		50,000円を限度とする。
マンション耐震診断費補助金	予備診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額（本診断を同時に実施する場合を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）とし、1棟当たり100,000円を限度とする。
	本診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）とし、1戸当たり40,000円で、かつ、1棟当たり1,200,000円を限度とする。

備考

- 1 診断士耐震診断とは、木造住宅耐震診断士又はマンション耐震診断士が補助対象建築物を耐震診断することをいう。
- 2 設計者耐震診断とは、補助事業者が選定した建築士で、第15条第1号から第4号までのいずれの規定にも該当するものが、補助対象建築物を耐震診断することをいう。
- 3 耐震診断士等とは、診断士耐震診断及び設計者耐震診断を行う者をいう。

別表第2（第23条関係）

区分	様式の名称	添付書類
規則第3条の規定による申請	流山市耐震診断費補助金 交付申請書（別記第11号 様式）	（1） 木造住宅 ア 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。） イ 補助対象建築物の 登記事項証明書又は平

成 12年5月31日以前に建築されたことを証する書類（補助対象建築物の家屋情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）

ウ 補助対象建築物の平面図その他建築物の構造内容がわかるもの

エ 補助対象建築物の耐震診断に係る見積書又はその写し

オ 当該建築物が都市計画法及び建築基準法第3章の規定に違反していない旨を確認できる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) マンション

ア 補助対象建築物の登記事項証明書

イ 補助対象建築物が昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類（補助対象建築物の家屋情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）

ウ 建築確認通知書の写し、配置図、平面図

又は立面図等の建築物の概要がわかるもの

エ 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧

オ 管理組合の代表者（法人である管理組合にあっては、その理事）の印鑑登録証明書

カ 法人である管理組合にあっては、法人登録事項証明書

キ 管理組合の規約及び当該管理組合による耐震診断を受けることの決議書

ク 補助対象建築物の耐震診断に要する費用の見積書又はその写し

ケ マンション耐震診断士以外の建築士による耐震診断の場合は、第16条第4号の講習会修了証の写し

コ 当該建築物が都市計画法及び建築基準法第3章の規定に違反していない旨を確認できる書類

サ その他市長が必要と認める書類

規則第6条の規定による交付決定（申請却下）	流山市耐震診断費補助金 交付決定（申請却下）通知書（別記第12号様式）	
補助事業の変更等承認申請	流山市耐震診断費補助金 変更等承認申請書（別記第13号様式）	
補助事業の変更等承認（申請却下）決定	流山市耐震診断費補助金 変更等承認通知書（別記第14号様式）	
規則第12条の規定による実績報告	流山市耐震診断費補助金 実績報告書（別記第15号様式）	ア 耐震診断に係る契約書の写し及び領収書の写し（第23条第6項の規定により、耐震診断費補助金の請求及び受領を木造耐震診断士又はマンション耐震診断士に委任するときは、領収書の写しに代えて、耐震診断の費用から当該補助金の額を差し引いた額の領収書の写し及び当該委任に係る委任状（受領を委任する額が記載されたものに限る。以下同じ。）の写し） イ 耐震診断の結果を記載した書類
規則第14条の規定による確定通知	流山市耐震診断費補助金 交付確定通知書（別記第16号様式）	
規則第15条の規定	流山市耐震診断費補助金	第23条第6項の規定

<p>定による交付請求書</p>	<p>交付請求書（別記第17号様式）</p>	<p>により委任を受けた者が当該委任を受けた耐震診断費補助金の交付を受けようとするときは、当該委任に係る委任状</p>
<p>規則第17条の規定による決定取消通知書</p>	<p>流山市耐震診断費補助金決定取消通知書（別記第18号様式）</p>	
<p>規則第18条の規定による返還命令書</p>	<p>流山市耐震診断費補助金返還命令書（別記第19号様式）</p>	

別記

第 1 号様式（第 7 条、第 9 条関係）

（略）

第 2 号様式（第 8 条関係）

（略）

第 3 号様式（第 8 条関係）

（略）

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

（略）

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

（略）

第 6 号様式（第 1 6 条、第 1 8 条関係）

（略）

第 7 号様式（第 1 7 条関係）

（略）

第 8 号様式（第 1 7 条関係）

（略）

第 9 号様式（第 1 9 条関係）

（略）

第 1 0 号様式（第 2 2 条関係）

（略）

第 1 1 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 2 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 3 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 4 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 5 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 6 号様式（第 2 3 条関係）

（略）

第 1 7 号様式 (第 2 3 条関係)
(略)

第 1 8 号様式 (第 2 3 条関係)
(略)

第 1 9 号様式 (第 2 3 条関係)
(略)